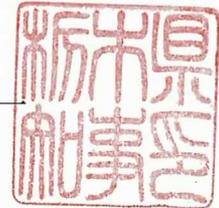


申 請

平成27年6月23日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一



原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成27年6月5日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
(1) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)において採捕されたいわな(養殖により生産されたものを除く。)

- 2 解除を申請する理由
別紙1のとおり

1 解除を申請する理由

出荷制限指示の根拠となるいわなが採捕された平成26年5月20日以降、栃木県内の渡良瀬川のうち、日光市足尾地内の区間（支流を含む。）の7地点において61検体の検査を実施したところ、すべての検体において放射性セシウムが検出されなかったため。（図1参照）

2 渡良瀬川のおいなの出荷制限解除計画

(1) 出荷制限を解除する範囲

栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）

3 解除後の出荷管理計画

(1) 解除後のモニタリング計画

県は出荷制限が解除された後も、おいなの漁期間中（3月～9月）は、栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）において、7箇所ですamplingを行い検査を実施する。

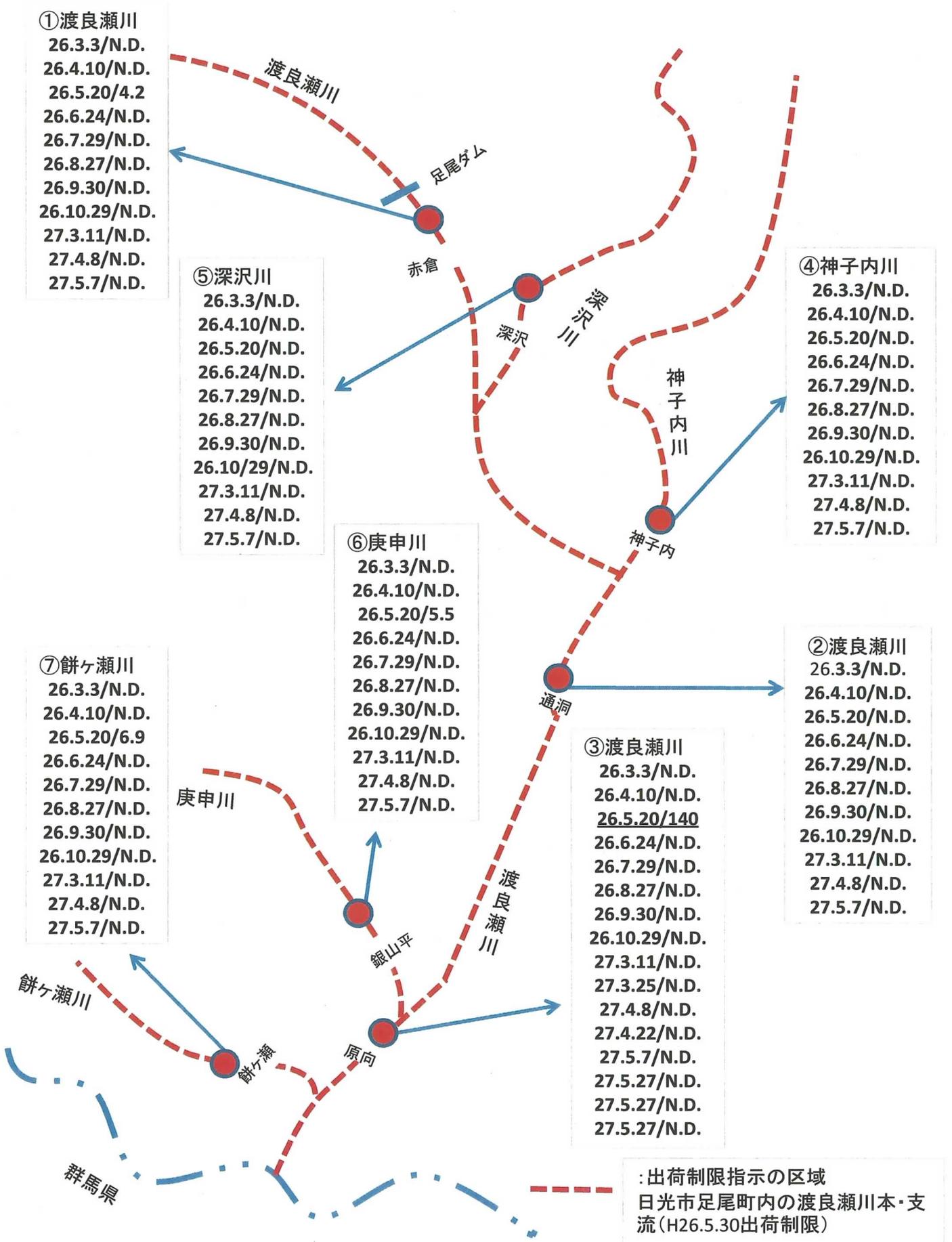
また、解禁前月（2月）においても同様の検査を実施する。なお、天候等の事情により解禁前月の調査が実施できない場合は、関係漁業協同組合に対し、基準値を下回っていることが確認されるまではおいなを持ち帰らないように釣り人に周知するよう要請する。

市町村	区域	解除後のモニタリング計画
日光市足尾町	・栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） ・7箇所（渡良瀬川本流：3箇所、神子内川：1箇所、深沢川：1箇所、庚申川：1箇所、餅ヶ瀬川：1箇所）	・解禁前月（2月）及び漁期間（3月～9月）において、渡良瀬川本流の原向で毎週、それ以外の6箇所です隔週

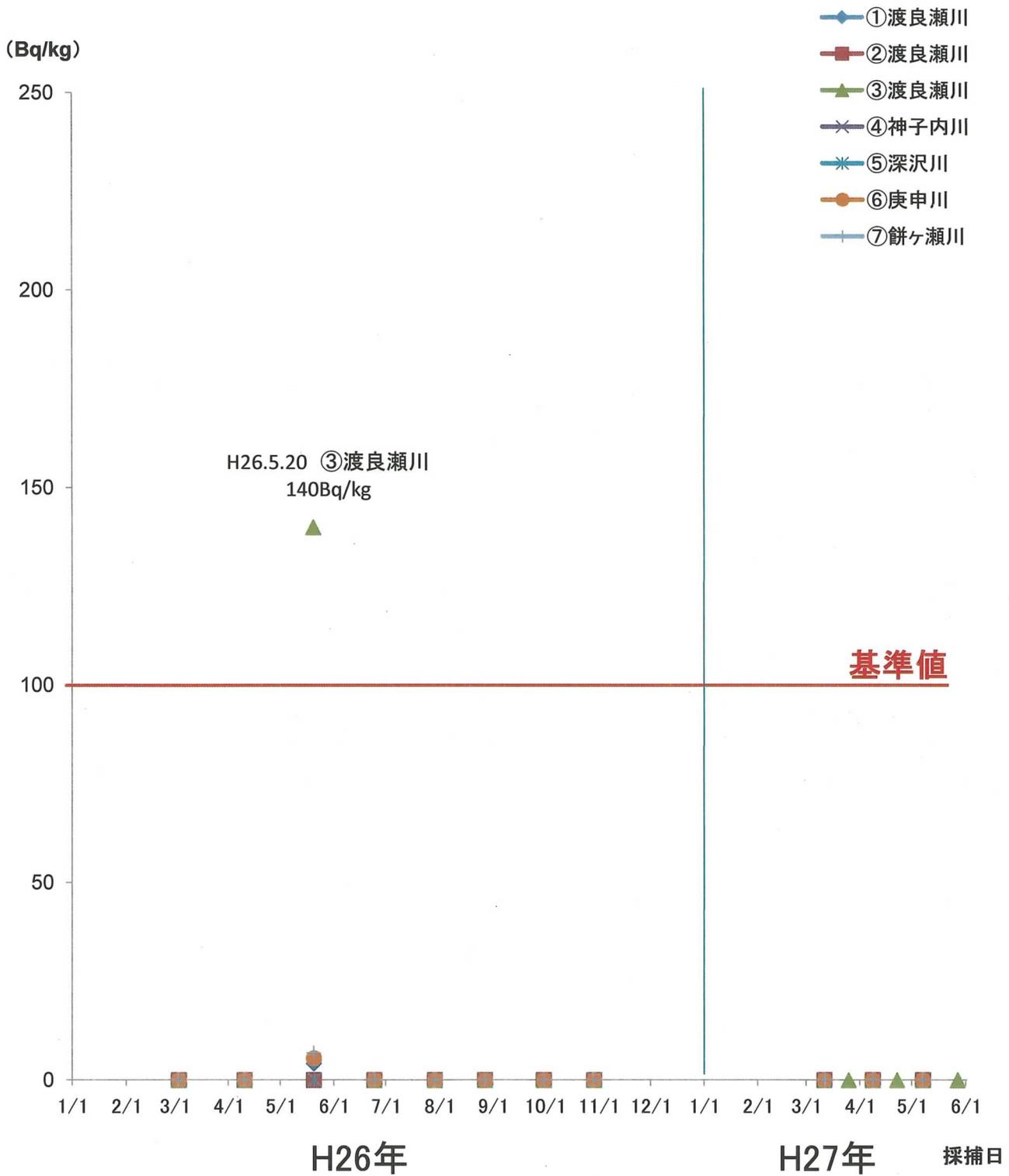
(2) モニタリング調査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即時に関係漁業協同組合に対し、栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）におけるおいなの出荷自粛を求める。

渡良瀬川(上流)イワナモニタリング図(H27. 6. 1 現在) 図1



渡良瀬川(上流)イワナモニタリング散布図 (H27. 6. 1現在) 図2



注) 検出せずの場合は、0として表記

H26.5.20 ③渡良瀬川で140Bq/kgを検出
 検出後H26.6.24～H27.5.27の期間における検査結果
 ○7地点・61検体
 ○全ての検体でN.D.